

講習等の受付後の変更・取消し等について (2023/1/1)

(一社) 日本クレーン協会東海支部

1 申込み手続き終了後の取消し

- (1) 受講申込みは受講開始 14 日前までですが、申込み手続き終了後の取消しの最終期日（以下「締切日」という。）は、講習開始 7 営業日前の日とします。
- (2) 締切日以前の受講取消しは、手数料 1,000 円（振込手数料を含む、1(3)も同じ。クレーン運転実技教習については講習開始 13 日前から締切日までの取消しは 5,000 円。）を徴収し返金します。
- (3) 締切日の翌日以降の受講取消しは返金しません。ただし、講習前日までに次のケースで取消しの申し出があった場合には、手数料 1,000 円を徴収し返金します。
 - ① 受講者が講習直前に負傷又は疾病にり患した場合
 - ② 天災事変又は広範囲の交通遮断等で受講が困難と思われる場合
 - ③ 受験勉強会、安全教育等次回への変更が困難な場合の講習

2 申込み手続き終了後の変更

締切日の翌日以降に変更依頼があった場合は、次により対応します。なお、受講者又は家族等が感染症法のⅠ類からⅢ類又は新型インフルエンザ等感染症にり患した場合で、その証明書を提出した場合には、(1)、(2)の手数料は無料とします。

- (1) 締切日の翌日以降講習初日の前日までに変更の申し出があった場合、手数料 1,000 円（クレーン運転実技教習については講習開始 13 日前から締切日までに申し出があった場合 5,000 円、締切日の翌日以降講習初日の前日までに申し出があった場合 10,000 円）を負担いただきます。なお、変更は講習初日から 1 年以内で 3 回までとします。
- (2) 講習初日から最終日までに変更の申し出があった場合、変更手数料 5,000 円（特別教育、受験勉強会及び安全教育については 3,000 円）を負担いただきます。

この場合、1 日目以降受講後に 2 日目以降の変更の申し出があった時は、次回以降のコースの該当日からの受講を認めます。なお、変更は 1 年以内とします。

ただし、実技講習について、同一回次で定員に空きがあり変更できる場合は、手数料 1,500 円を負担いただき、変更を認めます。
- (3) 講習当日からその回の最終日までに連絡なく欠席した場合は、無断欠席として受講の権利を放棄したものとします。
- (4) クレーン運転実技教習については、上記(1)及び(2)にかかわらず、欠席による追加教習 1 時間当たり 15,000 円（定員に空きがある場合は 5,000 円）負担いただき追加教習を実施します。

3 不合格者の再受講料（再受講は講習終了日の翌日から 1 年以内とします）

- ① 玉掛け技能講習 学科 5,000 円、実技 10,000 円、学科及び実技 15,000 円
- ② 床上操作式クレーン運転技能講習及び小型移動式クレーン運転技能講習
学科 5,000 円、実技 15,000 円、学科及び実技 20,000 円
- ③ クレーン運転実技教習 15,000 円（2 時間の追加教習）

※ 手数料等は、すべて消費税込みの総額表示